

令和2年1月21日

吉田寮現棟に係る占有移転禁止の仮処分
執行により特定された債務者の保護者等 各位

京都大学学生担当理事・副学長
川 添 信 介

吉田寮現棟に係る占有移転禁止の仮処分の執行とその後の状況について

本学は、平成29年12月19日に「吉田寮生の安全確保についての基本方針」を決定・公表しました。

その後、同基本方針において退舎期限として定めた平成30年9月末日を超えてもなお相当数の学生が退舎せずに居続けていたことから、本学の申立てに基づき、平成31年1月17日と同年3月4日、吉田寮現棟（以下「現棟」といいます。）に係る占有移転禁止の仮処分の執行が京都地方裁判所によって行われました。その結果、貴殿のご子息・ご息女が現棟を共同で占有していることが確認され、債務者として特定されました。これは貴殿のご子息・ご息女が現棟の明渡訴訟の被告となる可能性があることを意味します。

以上の状況については、平成31年4月4日付け文書にてお知らせしたとおりです。

その後の状況により、本学は、現時点で退舎の手続が完了していない貴殿のご子息・ご息女に対し別添のとおり確認のための文書を送付しておりますが、保護者等のみなさまにも併せてお知らせさせていただいた次第です。

ご不明な点等がございましたら、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【本件担当】

京都大学教育推進・学生支援部厚生課厚生掛

TEL：075-753-2533

FAX：075-753-2512

E-mail：yoshidaryo-faq@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp